

プレスリリース

平成 1 2 年 度

中山間地域等直接支払制度の取組状況

(平成 1 2 年 1 1 月 3 0 日現在)

平成 1 3 年 1 月

農林水産省農村振興局

(問い合わせ先)
農林水産省農村振興局地域振興課
電話：03-3502-8111(代表)
担当者：高 橋(内線4659)
田 中(内線4662)

平成12年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況

1 全国の取組状況

(1) 取組自治体数

47都道府県全てで実施。

1,690市町村で実施。

(対象農用地を有する2,158市町村の約8割で実施。)

(2) 協定締結面積等

協定数

・集落協定数 26,022

・個別協定数 588

協定締結面積(概定値)

約56万7千ha

(平成12年7月時点で見込まれた直接支払対象面積の約7割)

2 各地域の取組状況

国は、平成11年度から各般の普及推進に努めたが、農政史上初めての制度ということもあり、自治体の取組状況に大きな差異が見られた。

「地方裁量主義」と評価されている本制度の実施に当たっては、自治体の取組姿勢の差を際立たせることとなった。

(1) 都道府県の取組状況

各都道府県の取組状況に大きな差異
(都道府県の組織的取組や推進体制整備の開始時期の違いにより差異)

取組の進んでいる県

協定締結面積(概定値)が、平成12年7月時点で見込まれた直接支払対象面積に対し、8割以上で、かつ、1万ha以上の県がある。

取組の遅れている県

協定締結面積(概定値)が、平成12年7月時点で見込まれた直接支払対象面積に対し、5割を切る県がある。

(2) 市町村の取組状況

取組の低調な都府県内においても、市町村の取組姿勢の差等を反映して、市町村間の取組状況に大きな差異

< 取組が低調な市町村の要因 >

市町村長の判断で平成12年度の実施を見送った。

(模様眺めをした。)

地域課題に応じた集落への十分な説明ができなかった。

3 平成13年度の協定締結面積の増加に向けた取組

(1) 取組の低調な都府県、市町村の要因分析を行い、地域課題に応じた取組の推進を図る。

具体的には、

地方農政局単位に「推進プログラム」を策定し、ブロック別、都道府県別に各機関の役割分担による効果的な推進を図る。

都道府県及び農業団体の担当者を対象とした推進会議の開催等による関係機関一体となった推進を図る。

インターネット等を活用して取組事例を紹介し、都道府県担当者、市町村担当者、対象集落等の啓発を図るとともに、担当者等間のネットワークを構築する。

< 現在、取組事例を紹介しているホームページ >

- ・農水省ホームページ「特徴ある取組事例」
- ・山口県ホームページ「集落協定の知恵袋」
- ・徳島県ホームページ「集落協定取り組み事典」

(2) これらの各種の取組により、低調な取組の都府県を中心に、平成13年度の協定締結面積は、確実に増加する見込みである。

平成12年度の中山間地域等直接支払制度の全国の実績状況

H12.11.30現在

都道府県	実施市町村数	集落協定数	個別協定数	協定締結面積(ha) (概 定 値)
北海道	71	434	0	306,324
青森県	27	357	8	6,568
岩手県	55	1,187	90	16,463
宮城県	22	273	11	1,995
秋田県	43	520	31	5,057
山形県	37	618	28	6,845
福島県	61	1,207	32	10,907
東北計	245	4,162	200	47,835
茨城県	11	104	3	457
栃木県	12	88	3	519
群馬県	25	178	7	1,337
埼玉県	10	31	2	112
千葉県	11	97	0	486
東京都	3	8	0	32
神奈川県	5	27	0	115
山梨県	45	378	7	3,630
長野県	88	1,055	14	6,555
静岡県	36	544	3	4,310
関東計	246	2,510	39	17,553
新潟県	67	1,070	9	14,686
富山県	20	226	0	2,870
石川県	26	443	4	2,818
福井県	31	299	0	2,080
北陸計	144	2,038	13	22,455
岐阜県	64	823	11	6,905
愛知県	13	166	3	888
三重県	28	162	0	923
東海計	105	1,151	14	8,716
滋賀県	15	86	0	1,082
京都府	30	424	3	3,983
大阪府	1	19	0	50
兵庫県	42	536	0	3,834
奈良県	15	238	47	1,101
和歌山県	36	1,008	3	11,712
近畿計	139	2,311	53	21,762
鳥取県	30	661	8	6,125
島根県	50	1,292	46	12,698
岡山県	47	1,302	12	8,647
広島県	57	1,136	42	14,247
山口県	44	854	8	10,786
徳島県	36	570	14	3,812
香川県	20	420	2	2,414
愛媛県	54	1,256	17	13,637
高知県	42	599	6	4,179
中四計	380	8,090	155	76,545
福岡県	51	763	12	5,492
佐賀県	35	618	2	7,548
長崎県	55	792	5	5,010
熊本県	67	1,344	11	26,581
大分県	48	998	19	11,129
宮崎県	26	411	1	4,345
鹿児島県	70	389	5	2,556
九州計	352	5,315	55	62,661
沖縄県	8	11	59	3,347
合計	1,690	26,022	588	567,199

注：四捨五入の関係で計と内訳は一致しない。

中山間地域等直接支払制度の導入を契機とした地域の変化

(山口県ホームページ「集落協定の知恵袋」等より)

「集落協定の知恵袋」の概要

- ・ 山口県が、直接支払い関係者を対象に、山口県をはじめとした 全国の特徴的な取組と優良事例を、山口県のホームページを利用して掲載。
- ・ 8月24日の開設以来、3ヶ月間で延べ3,900人から延べ約38,000回のアクセス。
- ・ ホームページへの書込み内容を踏まえ、定期的に拡充。
- ・ 全国の関係者が意見交換を行うことにより草の根ネットワークが拡大。

中山間地域で何かが変わりつつある

- ・ いままで諦めから話し合いがほとんど行われなかった集落で本制度の導入検討を契機に、話し合い活動が復活。
- ・ 山口県のある市や町では、
集落協定推進委員の呼びかけに応じ、他出していた後継者が戻り農地の管理を手伝う姿が見られるようになった。

集落の話し合いの結果、近隣市町村に他出している後継者に集落活動への参加を呼びかける「声かけ運動」を開始することとなった。

優良事例

大分県 T 市 K 地区

8集落で1つの協定を締結し、従来から取り組んでいる「谷ごと農場」づくりを推進するとともに、交付金（単年度の交付額2千百万円、5年間で1億5百万円）の2/3を集落の共同取組活動（共同利用機械の購入等）に活用し、集落営農の推進に取り組むこととしている。

新潟県 T 町

個々の集落の協定に加えて、全町の集落で集落と集落の間の協定を締結し、この協定に基づく活動に交付金の3割を拠出して、集落共通の課題となる都市農村交流の推進等に町全体として取り組み、地域全体として活性化を図ることとしている。

岩手県 D 町

旧町村単位（一部農協支所単位）に広域的な集落協定を締結し、旧来の集落を越えての農地の利用集積、有機栽培の導入等の集落営農を中心とした共同取組活動に取り組むこととしている。

中山間地域等直接支払制度の概要

1 趣 旨

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施する。

2 内 容

(1) 対象地域及び対象農用地

の地域振興立法等の指定地域のうち、 の要件に該当する農用地区域内に存する1 ha以上の一団の農用地

対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

対象農用地

- ア 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）
- イ 自然条件により小区画・不整形な田（大多数が30a未満で平均20a以下）
- ウ 草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- エ 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満)、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)
- オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

(2) 対象行為

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等

(3) 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む。）

(4) 事業費等

事業費

約700億円（国費：約330億円）

単 価

地 目	区 分	10a当たり単価
田	1/20以上	21,000円
	1/100以上1/20未満	8,000円
畑	15度以上	11,500円
	8度以上15度未満	3,500円
草 地	15度以上	10,500円
	8度以上15度未満	3,000円
	草地率(70%以上)	1,500円
採草放牧地	15度以上	1,000円
	8度以上15度未満	300円

（注）新規就農の場合や担い手が条件不利な農地を引き受けて規模拡大する場合は田で1,500円、畑・草地で500円上乗せする。